

第2章 人間として大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第6条 この章に規定する権利は、子どもにとって、自分らしく育ち、学び、成長にふさわしい生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されます。

【解説】

この第6条は、第2章全体の説明を章の導入部で行う役割を担っており、第7条から第10条に掲げる権利が子どもにとって大切な権利であるということを章の冒頭に表明しています。なお、この章で掲げる権利は、子どもに限られたものばかりではありませんが、子どもの権利を無視した様々な事件が社会問題化している現在、あえてこの条例で謳うことの意義は大きなものであると考えられます。

(安心して生きる権利)

第7条 子どもは、安心して生きることができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (3) 差別を受けないこと。
- (4) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
- (5) 健康に配慮され、適切な医療が提供されること。
- (6) 平和と安全な環境下で生活ができること。

【解説】

子どもは、子どもであると同時に一人の人間です。第7条では、子どもということにかかわらず人間として大切にされなければならない権利に、とりわけ子どもだからこそ大事にしたい権利として第2号、第4号を加えて規定しています。第2号の暴力とは、殴る・蹴るなどの身体的暴力、無視される・存在を否定するような言葉を浴びせられるなどの精神的暴力、性的暴力を指します。また、放置とは、十分な食事を与えられなかったり、不潔な状態を続けさせられたりなど、世話をされずにいることを指します。第4号は、心と体の成長過程である子ども時期を通して人間が形成されていくことを考えれば子ども特有の、必要不可欠な内容であると考えられます。

(自分らしく生きる権利)

第8条 子どもは、人格が尊重され、自分らしく生きることができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えをもつこと。
- (3) 自分にとってふさわしいやり方で学ぶこと。
- (4) プライバシーが侵されないこと。
- (5) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (6) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。
- (7) 安心できる場所で自分を休ませ、余暇を持つこと。

【解説】

第8条では、人間としての権利に、学ぶこと、子どもであるからといって不当な取扱いを受けないことといった権利を含めて規定しています。人間は生涯にわたって学び続けます。第3号でいう「学び」とは、学校教育だけをさすものではなく、文化やスポーツまで幅広く含むものです。いつ、何を、どのように学ぶかは一人ひとりの個性や能力に応じて、多様なものと考えられます。また、「ふさわしいやり方」とは、具体的な勉強の方法ではなく、このような学びのあり方を意味しています。第6号については、平成16年9月に志免町で行った「子どもの権利に関する意識調査結果」での小学生・中学生からの回答に「『子どもだから』と差別する」という内容が多くみられたことから、規定すべき内容と考えられます。大人は子どもに対し、年齢に応じたかかわりをして助言や支援などを行いますが、子どもを、大人より劣った、低い存在としてみることなく、尊重し、一人の人間として扱わなければなりません。

(意見表明や参加する権利)

第9条 子どもは、自ら社会に参加することができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (3) 社会に参画し、意見を生かされる機会があること。
- (4) 社会参加に際し、必要な支援が受けられること。

【解説】

人は、人や社会とかかわりなくして生きることはできません。意見を表明し、それが尊重され、社会に積極的に参加し、人と出会い、かかわり、支援される経験を成長期にもつことで、大人になった時により豊かで、思いやりのある人間になれると考えます。第9条では、人や社会とかかわりながら生きる権利として、4号にわたって規定しています。第1号では子どもの自己表現や意見表明について、またそれが尊重されることを規定していますが、子どもの言うことをすべて許し、聞き入れ、従うことと、尊重することは異なります。第3号では、子どもがより主体性をもって社会にかかわることを考え、「参加」ではなく「参画」という言葉を用い、意見を生かされる機会がある、としています。これに関しても同様で、子どものすべての意見を無条件に聞き入れることを指しているわけではありません。かといって形だけ聞くふりをして、意見を聞き流すことでもありません。子どもの意見に真摯に耳を傾けることが重要です。そして十分に話し合った結果、子どもにとって最善の利益が子どもの意見と異なった場合、大人は子どもにわかるように理由を説明する必要があります。

(支援を受ける権利)

第10条 子どもは、その置かれた状況に応じ、必要な保護や支援を受けることができます。

【解説】

子どもは大人と異なり、さまざまな面で行動に制限があります。第10条では、社会的、経済的だけでなく、身体的、精神的な内容も含め、子どもが置かれた状況に応じて、子どもが一人の人間として生き、成長していくにあたっての必要な保護や支援を受けることを規定しています。